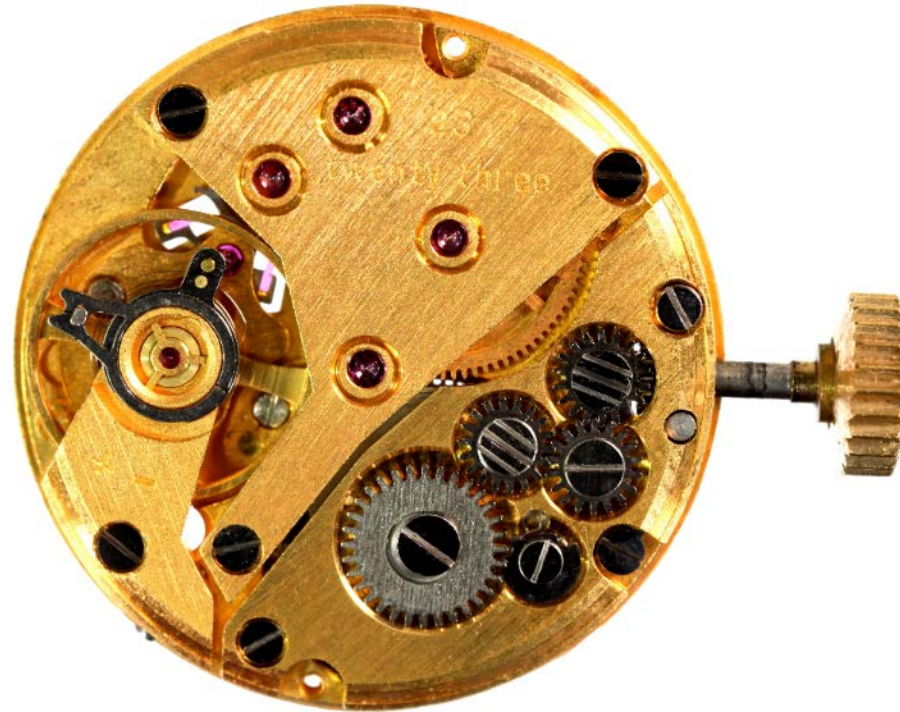


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2020年1月16日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



出再者向け再保険会計が改善される IASBはIFRS第17号の修正における第1ラウンドの完了を承認

Francesco Nagari, Deloitte Global IFRS Insurance Leader | 2020年1月16日

目次

- 2019年12月11日IASB会議のハイライト
- IASBの審議内容および決定事項の詳細分析
- 次のステップ

2019年12月11日IASB会議のハイライト

- IASBは、以下の項目について議論を行い、修正案を最終確定することを**全会一致で承認**した。
 - 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収（IACF）：
 - 公開草案における資産の認識および配分に係る原則を確認した。
 - IACFに係る**会計単位は保険契約グループである旨**を決定した。
 - **グループ配分前のIACFに係る資産の回収可能性に関するガイダンスを追加し、2ステップの減損テストを実施する。**
 - 財政状態計算書上、**配分前のIACFに係る資産は、IACFが関連する発行した保険契約のポートフォリオの帳簿価額に含めなければならない旨**を決定した。
 - 保有している再保険契約一損失の回収：
 - **保有している再保険契約の全種類に修正案の範囲を拡張する。**
 - 保有している再保険契約からの回収率に基づいて**再保険からの回収を純損益で認識するための比較的簡単な計算基礎**を決定した。
 - 2019年11月20日のIASB会議において、実質的な審議を必要とせずに**12月の会議で確認する旨**を暫定的に決定したEDの修正案：
 - これらの修正案の中には、適用上の重要な要求事項も含まれている。

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収 概要

- IASBは、保険獲得キャッシュ・フロー（IACF）の会計処理に係る要求事項について寄せられたコメントに対応するため、以下の点について更に検討を行った。
 - IACFの配分
 - 資産の認識
 - 減損テスト（次頁以降のスライドにて詳細を説明）
 - 開示
 - 表示
- IASBは、議論されたIACFの各論点に係るスタッフの提案に全会一致で合意した。
- IASBは、保険契約グループに直接帰属するIACFを、規則的かつ合理的な方法を適用して、下記に配分することを企業に要求するIFRS第17号の修正案を**最終確定**することに合意した。
 - (a) 当該グループ
 - (b) 当該グループの中の契約の更新から生じると見込まれる契約を含む将来のグループ

IASBは、企業が保険契約グループに配分したIACFの金額は、再び別個の資産として処理できない旨を明確にした。グループに配分したIACFは、当該グループから別のグループに再配分できない。

- また、IACFに係る資産は、財政状態計算書上、将来のグループが追加されるポートフォリオと同じ項目に表示される旨、すなわち、独立表示は行われず、個別開示のみが要求される旨を明確にした。

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収 概要

- IASBは、以下を開示するという要求事項の提案を最終確定することに合意した。
 - IACFに係る資産の期首残高から期末残高までの**調整表**（減損損失の認識および減損損失の戻入を区分して示す）
 - 企業がIACFに係る資産の認識の中止を行い、当該キャッシュ・フローをそれらが配分される保険契約グループの測定に含めると予想している時期に関する**定量的情報**（適切な期間帯で）
- IACFに係る経過的な救済措置は、将来のIASB会議の別のペーパーで議論される予定である。

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収 減損テストおよび会計単位

- IFRS第17号の修正案を適用する場合、企業は、IACFに係る資産について、事実および状況により、当該資産が減損している可能性があることが示されている場合にのみ、減損テストを行うことが要求される。減損テストを実施する際は、2ステップのテストを実施することが要求される。
 1. 保険契約グループ・レベルにおける減損テスト（**グループ・レベル減損テスト**）－保険契約グループに配分したIACFに係る資産の帳簿価額が、当該グループの期待正味キャッシュ・インフローよりも小さい場合、減損損失が認識される。
 2. 更新から生じると見込まれる契約に配分したIACFに特有の追加減損テスト（**追加減損テスト**）－更新から生じると見込まれる契約について、もはや更新が見込まれない場合、減損損失が認識される。
- 複数のコメント提出者が、IASBは、IACFに係る資産の会計単位（UoA）を明確にすべきであると提案したため、IASBは、**IACFに係る資産のUoAは、当該キャッシュフローを配分した保険契約グループであると決定した。**

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収減損テストスタッフ提案の解釈

- 保険カバー開始前の資産（PCA）には、以下の2つの要素がある。

– IFRS第17号の現行の記載に基づいた旧PCAに相当する部分。これには、保険契約グループの発行日前に支払われた**手数料以外**の保険獲得コストが含まれる。回収可能価額は、既存グループ（グループ内で未認識の契約の場合）および将来グループの双方の期待正味キャッシュ・インフローの合計額である。

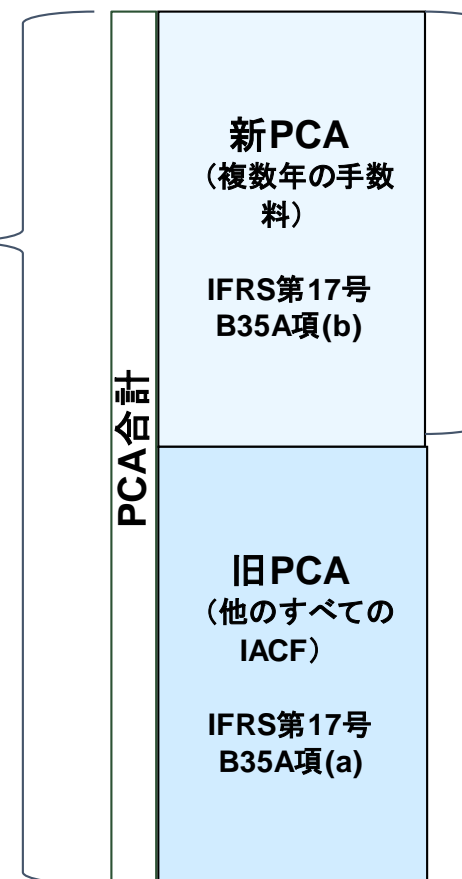
– **新PCA**に相当する部分。これは、**手数料ベース**の保険獲得コストであり、将来のグループの期待正味キャッシュ・インフローの一部である将来の更新契約の正味キャッシュ・インフローと明確にリンクしている。

A = 回収可能価額²

「A < PCA合計（新PCA + 旧PCA）」の場合、B35B項(a)に基づく減損額

² 関連するグループ(*)から見込まれる正味キャッシュ・インフロー（更新契約および新規契約を含む）

(*) IACFの配分される既存のグループと将来のグループの両方を示している



B = 回収可能価額¹

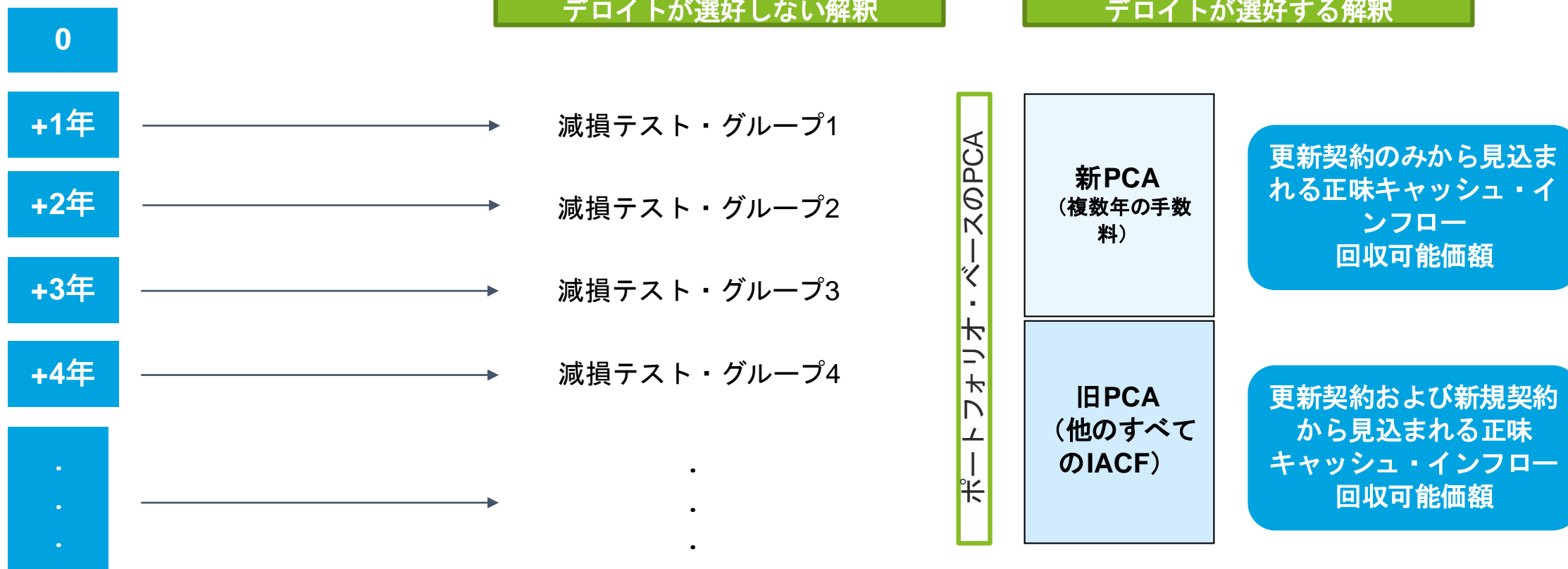
「B < 新PCA」の場合、B35B項(b)に基づく追加減損額

¹ 更新契約のみから見込まれる正味キャッシュ・インフロー

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収 減損テスト-デロイトのコメント

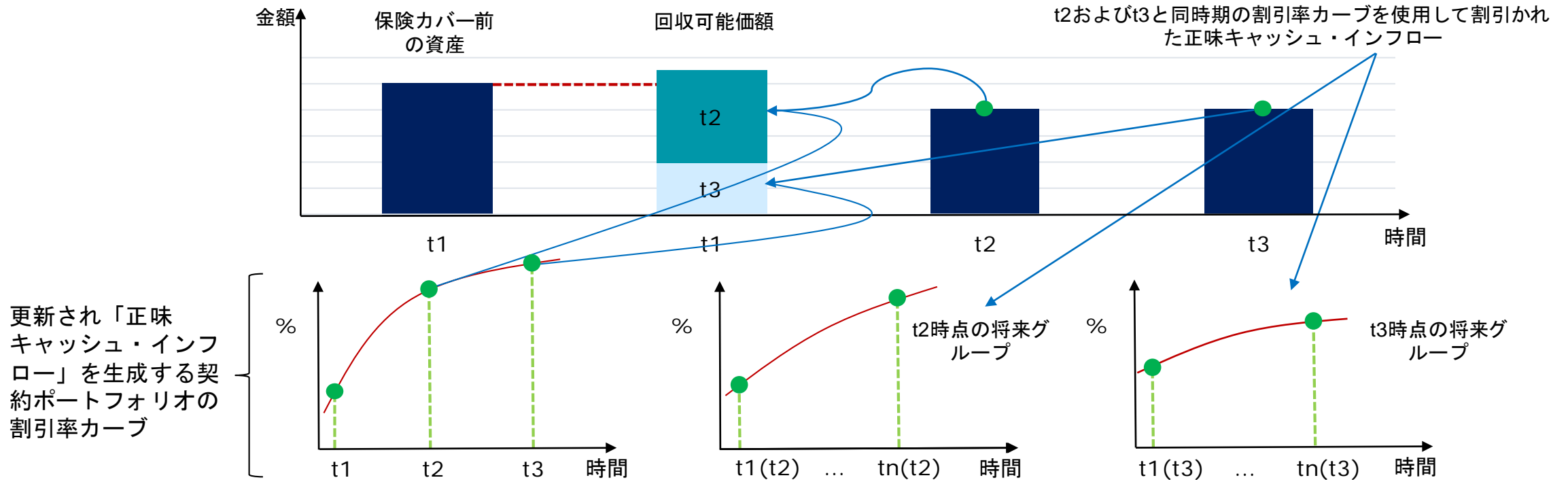
- IACFに係る資産の会計処理単位が、当該キャッシュフローが配分された保険契約グループであることを考えると、**保険契約グループのそれぞれおよび将来の更新契約のそれぞれに対して、減損テストを適用する必要があるか否かについて、ガイダンスは不明確であるように思われる。**

将来のグループ



保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収 減損テスト-デロイトのコメント

- 貨幣の時間価値（デロイト・コメント・レター）：「提案されたIFRS第17号B35B項の保険獲得キャッシュ・フローに係る減損テストが、貨幣の時間価値を考慮する必要があるか否かについて明示的に対応していないと考える。（...）減損テストにおける貨幣の時間価値の影響について、より正確なガイダンスが重要であると考える。」
- 貨幣の時間価値の影響に関する指針がないことにより、主として2つの結果が生じる。すなわち、回収可能価額の測定に**重要な差異**が生じる可能性がある。



保有している再保険契約—損失の回収 概要

- IASBは、保有している再保険契約の損失の回収に係る要求事項について、IFRS第17号の修正案を更に議論した。論点の内容は以下のとおりである。
 - **修正案の範囲を拡張する**。すなわち、修正案が適用される保有している再保険契約の母集団に関する提案（次頁以降のスライドにて詳細を説明）
 - 保有している再保険契約からの損失の回収に関連する収益認識額の**計算の提案を修正する**（次頁以降のスライドにて詳細を説明）
- IASBは、議論された各論点に係るスタッフの提案に全会一致で合意した。
- IASBはまた、以下のことを決定した。
 - IFRS第17号「結論の根拠」BC304項に対する脚注の提案を**削除する**。脚注の提案には、保有している再保険契約が、個々の保険契約に関して所定の金額を超過する保険金請求をカバーする場合には、当該再保険契約は比例的なカバーを提供していない旨が記載されていた。当該削除案は、保有している再保険契約の損失の回収に関する修正案の範囲を拡張するというIASBの決定の結果である。
 - IFRS第17号の修正が、基礎となる保険契約について損失が認識される前またはそれと同時に保有している再保険契約が認識される場合にのみ適用される旨を**確認する**。
 - 基礎となる保険契約グループが不利な契約となる場合における、保有している再保険契約グループの事後測定に係るIFRS第17号第66項(c)(ii)の要求事項が、基礎となる保険契約が保険料配分アプローチによって測定される場合にも適用されることを**明確化する**。

保有している再保険契約—損失の回収 計算の提案

スタッフの分析と提案

保険金請求額および再保険金からの回収額の関係に基づく計算

- アジェンダ・ペーパー2Cにおいて、設例1は、**保険料と保険金の両方が比例的である**場合（本設例では、50の40%である20を再保険契約から回収できる場合）に、EDで提案された修正を適用した結果を示している

現行IFRS第17号	即時認識	期間にわたる認識
発行した保険契約	(50)	-
保有している再保険契約	-	20
利益（損失）	(50)	20

EDで提案されたの修正	即時認識	期間にわたる認識
発行した保険契約	(50)	-
保有している再保険契約	20	-
利益（損失）	(30)	-

保有している再保険契約—損失の回収 計算の提案

スタッフの分析と提案（続き）

- 設例3は、保険料が**比例的でない**が、出再者の損失の一定割合（40%）を再保険契約から回収する場合に、修正案を適用した結果を示している。
- 設例3では、保有している再保険契約は**正味でコスト・ポジション**であり、純損益に認識した金額は以下の表に含まれている。

現行IFRS第17号	即時認識	期間にわたる認識	EDで提案された修正	即時認識	期間にわたる認識
発行した保険契約	(50)	-	発行した保険契約	(50)	-
保有している再保険契約	-	(5)	保有している再保険契約	20	(25)
利益（損失）	(50)	(5)	利益（損失）	(30)	(25)

- 設例3では、即時認識されたCU20の損失の回収は、企業が再保険者から回収を見込むCU50の損失を反映している。期間にわたり認識されるCU25の正味コストは、企業が受けるすべての再保険カバーに対して、再保険者が企業に請求する金額を反映している。再保険カバーには以下のものが含まれる。
 - CU50の予想損失のうちCU20を回収する権利
 - 予想損失に加えて、CU100の予想保険金のうちCU40を回収する権利
 - 予想外の保険金に係る金額を回収する権利
- さらに、コストの一部は、保険金以外の費用の回収に関連する場合がある。

保有している再保険契約—損失の回収 計算の提案

スタッフの分析と提案（続き）

- 一部のコメント提出者は、設例3では、財務諸表利用者には損失が見えず、修正案は濫用され易いとの懸念を表明した。スタッフは、懸念を説明するために以下の設例を作成した。

企業が保険契約を発行する	CU
保険料	280
予想保険金	-300
不利な保険契約：認識された損失	-20
当該企業は、基礎となる保険契約に係る保険金100%を回収するために、保有している再保険契約を購入する。	CU
再保険料	300

- 本設例では、予想通りに保険金が発生した場合、保有している再保険契約は、企業の正味キャッシュ・フローに全体的な影響を与えない。
 - 再保険契約の有無にかかわらず、企業は、CU20の正味キャッシュ・アウトフローを有している。
 - しかし、修正案を適用すると、企業は、CU20の損失を認識すると同時に、CU20の損失の回収を認識し、CU20の正味コストは期間にわたり認識される。
- 修正案は、基礎となる保険契約について損失が認識される前またはそれと同時に保有している再保険契約が認識される場合にのみ適用される。スタッフは、損失要素および損失回復の要素を開示するという要求事項に加えて、当該要求事項は、濫用の可能性を制限すると考える。

保有している再保険契約—損失の回収 計算の提案

スタッフの分析と提案（続き）

- 上記のすべてを考慮して、スタッフは、新たな**損失の回収の計算**は、以下のような見解を有している。
 - (a) 基礎となる不利な保険契約の当初認識における会計上のミスマッチについて、**関係者の懸念に対応する**
 - (b) 適用企業にとって、**運用が簡単である**
 - (c) 財務諸表利用者に対して、**比較可能で、透明性があり、かつ有用な情報を提供する**

IASBの決定

- IASBは、修正案の範囲の拡張の結果として、収益の計算の提案を**修正**し、保有している再保険契約から回収される損失の金額を下記の積によって算定することを再保険契約者に要求する旨、全会一致で合意した。
 - (a) 基礎となる保険契約グループについて**認識される損失**
 - (b) 基礎となる保険契約に係る**保険金**に対して、保有している再保険契約から回収すると企業が見込んでいる**保険金の比率**

修正案の最終化

その他の修正

スタッフの分析と提案

- スタッフは、アウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックが修正案の最終化を支持するものであったか、またはIASBが過去に検討しなかった論点をスタッフが識別しなかったか、のいずれかの理由により、EDで提案された通りに、以下の修正案をIASBが最終化することを提案した。
 - 投資サービスに帰属するCSM – **直接連動有配当保険契約についてのカバー単位**
 - 財政状態計算書における表示 – **グループ・レベルではなくポートフォリオ**
 - 完全遡及修正が実務上不可能な場合に、過年度に企業結合で取得した発生保険金に係る負債についての**経過的な救済措置**
 - **保険契約の定義を満たす融資についての範囲除外**
 - リスク軽減オプション – **移行日からの適用、および移行日における修正再表示のために公正価値アプローチを適用する選択肢**
 - リスク軽減オプション – **保有している再保険契約のヘッジ手段としての利用**

修正案の最終化

リスク軽減オプション（保有している再保険契約のヘッジ手段としての利用）

フィードバック

- 全てのコメント提出者は、直接連動有配当保険契約から生じる金融リスクを軽減するために、企業が、保有している再保険契約を利用する状況に対し、リスク軽減オプションを拡張する提案について、以下のようにコメントした。
 - (a) 提案を支持する
 - (b) 当該提案により、会計上のミスマッチが減少するとのIASBの見解に同意する

スタッフの分析と提案

- スタッフは、EDで提案された通りに、IASBが修正案を**最終化**することを提案した。

デロイト・コメント・レター

- デロイトの考え方: 「デロイトは、IASBの提案に**反対しない**が、 (...) より良い解決策が可能であると考える。」
- デロイトの提案 「 (...) IFRS第17号B115項を以下のように修正することを提案する。

『企業がB116項の条件を満たし、かつ契約上のサービス・マージンの変動が、B116項に示された目的のために保有している再保険契約によって経済的に相殺される場合、基礎となる項目に対する企業の持分の金額または B113項(b)に規定された履行キャッシュ・フローに金融リスクが与える影響の変動を反映するために、契約上のサービス・マージンの変動を認識しないことを選択できる。』』

次のステップ

- 2020年1月および2月の会議において、IASBは残りの論点について投票を行う。
 1. クレジットカードの範囲除外
 2. 投資サービスに帰属するCSM—直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位、開示及び用語法
 3. FVTPL非デリバティブ金融商品に対するリスク軽減オプションの適用可能性
 4. リスク軽減オプションの遡及適用の禁止
 5. IFRS第17号の発効日およびIFRS第4号におけるIFRS第9号一時的免除の延長
 6. [EDにない項目]集約レベル—一部の特定の保険契約についての年次コホート
 7. [EDにない項目]企業結合—決済期間において取得した契約
 8. [EDにない項目]期中財務諸表
 9. [EDにない項目]追加の具体的な経過措置の修正および救済措置（IACFに係る経過措置の要求事項を含む）
- スタッフは、IFRS第17号の発効日およびIFRS第4号におけるIFRS第9号「金融商品」の一時的免除の延長の提案に関するペーパーが、IASBの再審議の終了に向けて提出されると考えた。
- スタッフは、上記のタイムテーブルに従えば、残りの論点に関するフィードバックをIASBが更に検討し、IASBの計画に沿って2020年半ばに修正案を最終化するための十分な時間を確保できると考えた。

コンタクトの詳細

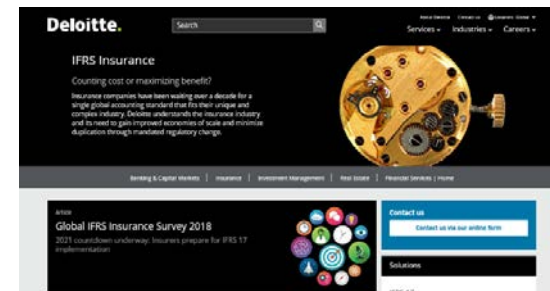
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or fnagari@deloitte.co.uk

Keep connected on IFRS Insurance:

- [Follow](#) my latest  posts @ francesco -nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites





德勤

About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients’ most complex business challenges. To learn more about how Deloitte’s approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China’s accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the “Deloitte Network”) is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2020. For information, contact Deloitte China.



デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務及びこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファーム及びそれらの提携法人のひとつ又は複数を指します。DTTL (又は“Deloitte Global”) 及び各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国（香港及びマカオを含む）、フィリピン及びベトナムでサービスを提供しており、これらの各国及び地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成又は発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited